

外来生物法とは

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」というもので、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

外来生物法に関して <http://www.env.go.jp/nature/intro>

特定外来生物とは

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものについて **特定外来生物** として政府が指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されます。

外来生物被害予防 3 原則

1 入れない

悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない

2 捨てない

飼っている外来生物を野外に捨てない

3 拡げない

野外にすでにいる外来生物は他地域に生きたまま持ち出さない



※中国・四国地方以外にお住まいの方は
最寄りの地方環境事務所または
自然環境事務所へお問い合わせください。

【発行元・特定外来生物に関するお問い合わせ】

環境省 中国四国地方環境事務所 野生生物課
〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F
TEL: 086-223-1561 FAX: 086-224-2081

【制作】

有限会社 **a** 環境研究所

【イラスト】

株式会社 コンパス

【協力】

認定特定非営利活動法人 四国自然史科学研究センター

【写真協力】

松下 彩二



特定



外
来

生
物

ソ
ウ
シ
チ
ヨ
ウ

中国・四国版



気をつけよう！外来生物
守ろう！生物多様性

特定外来生物 ソウシチョウ

ソウシチョウは、東アジア、東南アジア原産の小型の鳥です。日本に古くから飼い鳥として輸入されており、一般家庭からの逸出、または経営破綻した業者による大量放鳥により生息が広がったと考えられています。



ソウシチョウは定着性、環境適応性、繁殖能力、拡散能力が高いため、個体数が著しく多くなり、優占して生息する可能性があります。そのため、在来種の群集構造が変化すると考えられています。



そのため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、特定外来生物に指定されています。

ソウシチョウとはこんな鳥

体色は暗緑色で、のどは黄色く、翼に赤と黄の斑紋があり、嘴は赤いです。



大きさは、同じ藪の環境を好むウグイスとほぼ同じです。さえずりは同じ特定外来生物のガビチョウと似ていて「キヨローン キヨローン」と大きな声で鳴きます。



今では、九州・四国・本州の落葉広葉樹林等に定着し、分布を拡大しています。少なくとも36都府県で分布が確認されています。



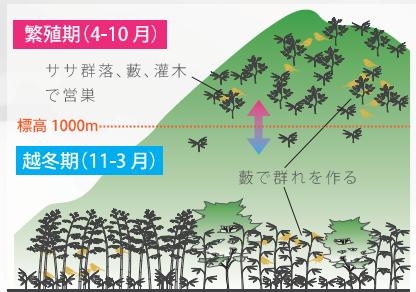
ソウシチョウの生活

渡りはせず定住的に生息しますが、季節的に移動している地域もあります。

ササ類の繁茂する広葉樹林を好み、標高の高いところで繁殖します。越冬期は標高の低い地域に移動します。

大きな群れを作り、昆虫や果実を食べています。

繁殖期は4~10月です。産卵から巣立ちまでは1ヵ月以内で、年に複数回繁殖している可能性があります。産卵数は1回に3~4卵です。巣は、下層植生の発達した樹林のササ群落や、藪、灌木などの中を作ります。大きな声でよくさえずります。



ソウシチョウは更に、飼育したり、生きたまま運んだり、別の場所に放したりすることは、**外来生物法**で禁止されていますので、注意しましょう。

ソウシチョウによる被害

ハワイ諸島では、ソウシチョウが侵入した地域でハワイ固有の鳥類が衰退した事例があります。

ソウシチョウの営巣場所にカケスなどの捕食者が誘引され、同じように藪の中で営巣するウグイスやメジロの繁殖に悪影響があると考えられています。

鳴き声が非常に大きいため、住宅地での飼育で騒音問題になった例があります。

どうすればいいの？

ソウシチョウの巣を探索して、巣の除去や卵を煮沸する等の繁殖攢乱による防除が試験的に実施されていますが、ソウシチョウのような森林性の外来鳥類は、いったん定着してしまうと、地域から排除するのは非常に困難です。輸入制限と飼育管理の徹底により、野外への逸出をさせないことが重要です。

野生の鳥類の捕獲や飼育は、ソウシチョウのような外来種も含めて、**鳥獣保護法**により規制されています。

ソウシチョウは更に、飼育したり、生きたまま運んだり、別の場所に放したりすることは、**外来生物法**で禁止されていますので、注意しましょう。